

広島県告示第十五号

平成三十年広島県告示第十六号（広島県国民健康保険事業費納付金条例の規定により知事が定める介護納付金納付金所得係数）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

令和六年一月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

本文中「〇・八八一一九三九二一三七七九」を「〇・八七九五七三三三三二二五四」に改める。